

第16号 家庭菜園における管理施設

1 趣旨

市街化調整区域における菜園場の土地利用を適正に行うために最低限必要な管理施設で、周辺の土地利用に支障を及ぼさないものを対象とするものである。

2 申請地

申請地は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) 土地利用は、菜園（植物を育てること）目的のものであること。
- (2) すでに家庭菜園として機能している土地であること。
- (3) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けられる又は見込みのある土地であること。

3 建築物の規模及び用途

(1) 規模

- ア 予定建築物の延べ面積は、10㎡以下で必要最小限の規模であること。
- イ 第一種低層住居専用地域に適用される建蔽率、容積率、高さ等の基準（建蔽率にあっては10分の4以下の数値と、容積率にあっては10分の6以下の数値とする。）に適合するものであること。ただし、建蔽率及び容積率については、対象土地の面積の状況又は周辺の建築物の建蔽率及び容積率の状況により、これにより難いと認められる場合は、この限りでない。

- (2) 用途 営業活動若しくは事業活動を目的としない家庭菜園としての土地利用上、必要最小限の農機具収納所、休憩所又は便所であること。